

支配株主等に関する事項について

2020年2月4日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会社名 フォースタートアップス株式会社
代表者の
役職氏名 代表取締役社長兼 CEO 志水 雄一郎

当社の「親会社」親会社以外の支配株主／その他の関係会社／その他の関係会社の親会社]である株式会社ウィルグループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2020年2月4日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社 ウィルグループ	親会社	92.00	-	92.00	・株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

株式会社ウィルグループが該当すると判断しております。その理由としましては、同社が当社の議決権の過半数を保有するためであります。

3. 非上場の親会社等に関する決算情報の開示の免除の理由

株式会社ウィルグループは上場会社のため、該当事項はありません。

4. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

・事業領域にかかる重複の有無

当社の親会社である株式会社ウィルグループは、人材派遣事業をメインとしておりますが、当社は主として人材紹介事業を営んでおり、人材派遣事業は営んでおりません。株式会社ウィルグループの2019年3月期連結売上高の約97.8%が人材紹介売上高以外の売上高であり、人材紹介事業領域は2.2%にとどまっており、当社の人材紹介事業が親会社グループ全体事業と重複する領域はそもそもとして大きくありません。

加えて、当社は成長産業に属する企業をターゲットとして人材支援を行っており、主として大企業をターゲットとする親会社等グループとはビジネス領域が明確に異なっております。この点は、親会社の有価証券報告書において、当社のみ「スタートアップ人材支援事業セグメント」に位置付けられていることから明らかなであります（下表参照）。

単位：百万円

No	報告セグメント	事業内容	2019年3月期
1	セールスアウトソーシング事業	家電量販店等における販売業務の業務請負及び人材派遣	22,207

種 類											
親会社	株式会社 ウィルグループ	・経営指導	25,349	—	—	経 営 管 理 料	—	—	—	(注2)	(注4) (注7)
		・後納郵便費用 の立替	17	—	—	通信費	—	—	—	(注3)	(注7)
		・システム利用 料等の立替	582	346	—	支払手数料	9	—	—	(注3)	(注7)
		・商標権譲渡	288	—	—	未払金	—	—	—	(注5)	(注7)
		・福利厚生イベ ントへの参加費 用	—	—	32	接待交際 費	—	—	—	(注6)	(注7)

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社ウィルグループに支払う経営管理料であります。会社設立当初は、当社内に管理部門がなく、構築リソースもないことから、親会社に管理を委託したことにより生じたもので、具体的には経理・労務・総務等の経営管理全般業務であります。価格決定方法としては、子会社管理業務を行う株式会社ウィルグループ各部門の費用を各社の売上予算に基づき案分し、これに株式会社ウィルグループの利益率を加算することにより当社負担額を算出しております。
3. 外部業者に支払う実費のうち、当社負担分を精算しております。
4. 2018年3月31日をもって解消しております。
5. 譲渡時点における価値をもって、算定しております。
6. 株式会社ウィルグループの福利厚生イベントに当社従業員が参加した費用の精算であるため、当該請求額に基づき算出しております。
7. 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）の重要性判断基準に基づき、開示対象外と判断し、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）には記載しておりません。

6. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は成長産業に属する企業をターゲットとして人材支援を行っており、主として大企業をターゲットとする親会社等グループとはビジネス領域が明確に異なっております。このため、現在において少数株主の利益を損なうような関連当事者取引はなく、今後も行わない方針であります。このため、利益相反取引が発生する具体的な局面というのは想定しておりません。当社は、少数株主の利益保護のため、取締役の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを基本原則としているほか、親会社グループを含めた関連当事者取引を開始する場合、「関連当事者取引規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。また、当該取引の結果についても、取締役会において報告・確認するものとしております。

以 上